



2022年11月14日

各 位

会社名 株式会社 ブ シ ロ ード
代表者名 代表取締役社長 木谷高明
(コード番号：7803 東証グロース)
問合せ先 取締役経理財務本部長 村岡敏行
(Tel. 03-4500-4350)

臨時株主総会開催日等及び

取締役1名選任及びストックオプションとしての新株予約権の発行の付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、2022年10月27日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2022年11月11日を基準日と定め、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催する旨のお知らせをしておりましたが、本日開催の当社取締役会にて、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 本臨時株主総会の開催日時及び開催場所について
 - 開催日時：2022年12月23日 午前11時
 - 開催場所：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルームK
- 本臨時株主総会の付議議案について

決議事項

 - 第1号議案 取締役1名選任の件
 - 第2号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
- 取締役候補者の氏名及び略歴

コーポレートガバナンス強化のため、取締役1名の選任をお願いするものであります。現任の取締役の員数は7名であります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	略歴
としま かずひこ 鳥嶋 和彦（社外） （1952年10月19日生） 【新任取締役】	1976年4月 株式会社 集英社 入社 2004年8月 同社 取締役 2008年6月 株式会社 小学館集英社プロダクション 取締役 2009年8月 株式会社 集英社 常務取締役 2010年10月 同社 専務取締役 2015年11月 株式会社 白泉社 代表取締役社長 2018年11月 同社 代表取締役会長 2021年11月 同社 顧問（2022年11月30日退任予定）

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鳥嶋和彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は次のとおりであります。
鳥嶋和彦氏は、長年にわたる編集者及び出版社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、主に編集者としての経験及びメディアミックスに関する知見に基づく専門的な見地

から、当社の経営重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を発揮していただけるものと判断したためであります。

4. 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容

現在の取締役の報酬限度額は、2018年5月23日開催の当社臨時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）として、また上記の報酬限度額とは別枠で、取締役のストックオプション報酬額として2022年9月27日開催の当社第16期定時株主総会において、取締役に対して割り当てる新株予約権の総数300個（うち社外取締役120個）を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限として、ご決議をいただいたものであります。

今般、当社は、取締役については、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

取締役の報酬等として割り当てる新株予約権の総額は、新株予約権1個当たりの公正価額に、取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とし、新株予約権の公正価額は割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定いたします。

本件ストックオプションは、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案のご承認が得られますと取締役は8名（うち社外取締役は4名）となります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数680個（うち社外取締役320個）を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回

る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後4年を経過した日から6年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(9) 新株予約権割当契約の締結

新株予約権の割当ては、新株予約権者が、当社との間で、上記(1)、(3)乃至(5)、(8)に定める内容を含む新株予約権割当契約を締結していることを条件とする。

以 上